

令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金実施要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、就労継続支援事業所におけるデジタル業務の受注拡大を推進する。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 補助対象経費、補助率及び補助上限は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- （2） 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

（補助事業の中止及び廃止）

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第4号)に実績報告書のほか関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第6号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(指導監督)

第12条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了しないとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (6) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表

対象経費	補助率	補助上限額
トライアングルエヒメ横 展開（障がい福祉）事業 の実施に必要な経費、研 修受講料	3分の2以内	1事業所あたり 500千円

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 8 年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費
補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

標記事業を下記のとおり実施したいので、令和 8 年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙 1 のとおり
- 3 収支予算書 別紙 2 のとおり
- 4 その他参考となる資料

- （注） 1 第 3 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙 5「愛媛県障がい福祉の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。
- 2 代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合にあっては、押印を省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合のみ記載してください。

別紙 2 (様式第 1 号関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額 (円)	備考
県補助金 事業者負担額 寄付金その他の収入額		
計		

(注) 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	予算額 (円)	備考
アプリ導入費 管理、保守運用費 研修費		
計		

(注) 補助対象とする支出予定の科目ごとに記載すること。
備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業
変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を、下記のとおり変更したいので、令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金交付変更額
既交付決定額 金 円也
変更承認申請額 金 円也
差引増減額 金 円也
- 4 事業計画書（変更）
- 5 収支予算書（変更）
- 6 その他参考となる資料

- （注）1 4～6は様式第1号に準ずるものとし、変更箇所が分かるように作成すること。（上段に変更前を（ ）で記載し、下段に変更後を記載すること。）
- 2 代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合にあっては、押印を省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合のみ記載してください。

様式第3号（第6条関係）

令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業
中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（注）代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合にあっては、押印を省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合のみ記載してください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

令和 8 年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業
実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和 8 年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業精算額 金 円
- 2 実績報告書 別紙 3 のとおり
- 3 収支決算書 別紙 4 のとおり
- 4 納品書、領収書写し
- 5 導入した機器の写真
- 6 その他参考となる資料 （注 2）

（注）

- 1 第 7 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合には、別紙 5「令和 8 年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。
- 2 通帳の写し等支払いを証する書類を添付すること。
- 3 代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合にあっては、押印を省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合のみ記載してください。

別紙 4 (様式第 4 号関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	決算額 (円)	備考
県補助金 事業者負担額 寄付金その他の収入額		
計		

(注) 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	決算額 (円)	備考
アプリ導入費 管理、保守運用費 研修費		
計		

(注) 補助対象とする支出予定の科目ごとに記載すること。
備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

様式第5号（第7条関係）

令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）
事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第8条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

(注) 1 別紙5「令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」、その他参考となる資料を添付すること。

2 代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合にあっては、押印を省略することができる。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

※押印を省略する場合のみ記載してください。

様式第 6 号（第 9 条関係）

令和 8 年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費
補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった標記補助金について、令和 8 年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也
内訳	交付決定通知額 金 円也
	概算払受領済額 金 円也
	今回請求額 金 円也

（注）代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合にあっては、押印を省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合のみ記載してください。

様式第7号（第11条関係）

令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費
補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった標記補助金について、令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

（注）代替手段により本人意思及び真正性が担保できる場合にあっては、押印を省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合のみ記載してください。